

平成29年7月31日

立川市教育委員会 殿

立川市文化財保護審議会
会 長 豊 泉 喜 一

立川市指定有形文化財の名称変更について（答申）

平成29年7月27日付、立教生第1926号にて諮問のあった標記の件につきまして審議した結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

記

答 申

諮問のあった指定有形文化財の名称変更（阿豆佐味天神社本殿付棟札から阿豆佐味天神社本殿附棟札へ）については、あらためて指定することはせず、名称の一字を変更することが適当である。

理 由

諮問事項にある「名称を変更し、あらためて指定する」とした場合、この文化財の指定年月日が上書きされ、これまでの履歴が消失すると考えられるため。